

申請方法

具体的な申請方法や申請期間は市町村によって異なります。詳細は各市町村へご確認ください。

1 申請書 を入手

給付金の受給には申請が必要です。平成26年1月1日時点で住民票がある市町村（申請先）から申請書を入手してください。

2 申請書 を記入

申請書に必要事項を漏れなく記入してください。

3 申請書 を提出

申請書の記入、必要書類の添付が終わったら、申請期間内に市町村へ郵送するか、市町村の窓口で直接提出してください。

4 給付金 を受給

支給要件を満たした方は、申請書に記載した指定口座に入金されます。
※口座を持っていない方などは、市町村の窓口で受け取ることができます。

ご注意

- 受け取ることができるのはどちらか1つの給付金です。
- 老齢基礎年金など、臨時福祉給付金の加算対象の年金・手当等の裁定等の請求が可能で、まだ行っていない方は、平成26年9月30日までに裁定等の請求を行っていただく必要があります。※加算対象者の要件に関する説明部分もお読みください。

問い合わせ先

- 申請方法に関するお問い合わせ：各市町村
（申請先は平成26年1月1日時点で住民票がある市町村です。）

- 制度に関するお問い合わせ：厚生労働省

2つの給付金専用ダイヤル
0570-037-192
み な い い き ゅ う ふ

ホームページ

2つの給付金

検索



お知らせします。 2つの給付金。



臨時福祉給付金

対象者

住民税の非課税者

※課税者の扶養親族や生活保護受給者等は除く

1人につき1万円

年金や児童扶養手当等の受給者は1万5千円



子育て世帯 臨時特例給付金

対象者

1月分の
児童手当の受給者

※児童手当の所得制限限度額以上の方や生活保護受給者等は除く

子ども1人につき1万円

受給資格の有無は次のページで確認じゃ！

「社会保障と税の一体改革」とは

社会保障制度を財政的にも仕組み的にも安定させることで、誰もが安心して利用できるようにするための改革です。

- 平成26年4月から消費税率は8%になりました。※
- 引上げ分は、すべて子育て、医療・介護、年金を充実・安定化するために使います。

この消費税率の引上げによる反動減を緩和して景気の下振れリスクに対応するとともに、その後の経済成長力の底上げと好循環の実現をはかり持続的な経済成長につなげるため、「経済政策パッケージ」を決定しました。その一環として2つの給付金を支給します。

※平成27年10月から消費税率を10%に引き上げることが税制抜本改革法に定められていますが、改めて経済状況等を総合的に勘案した検討をおこないます。

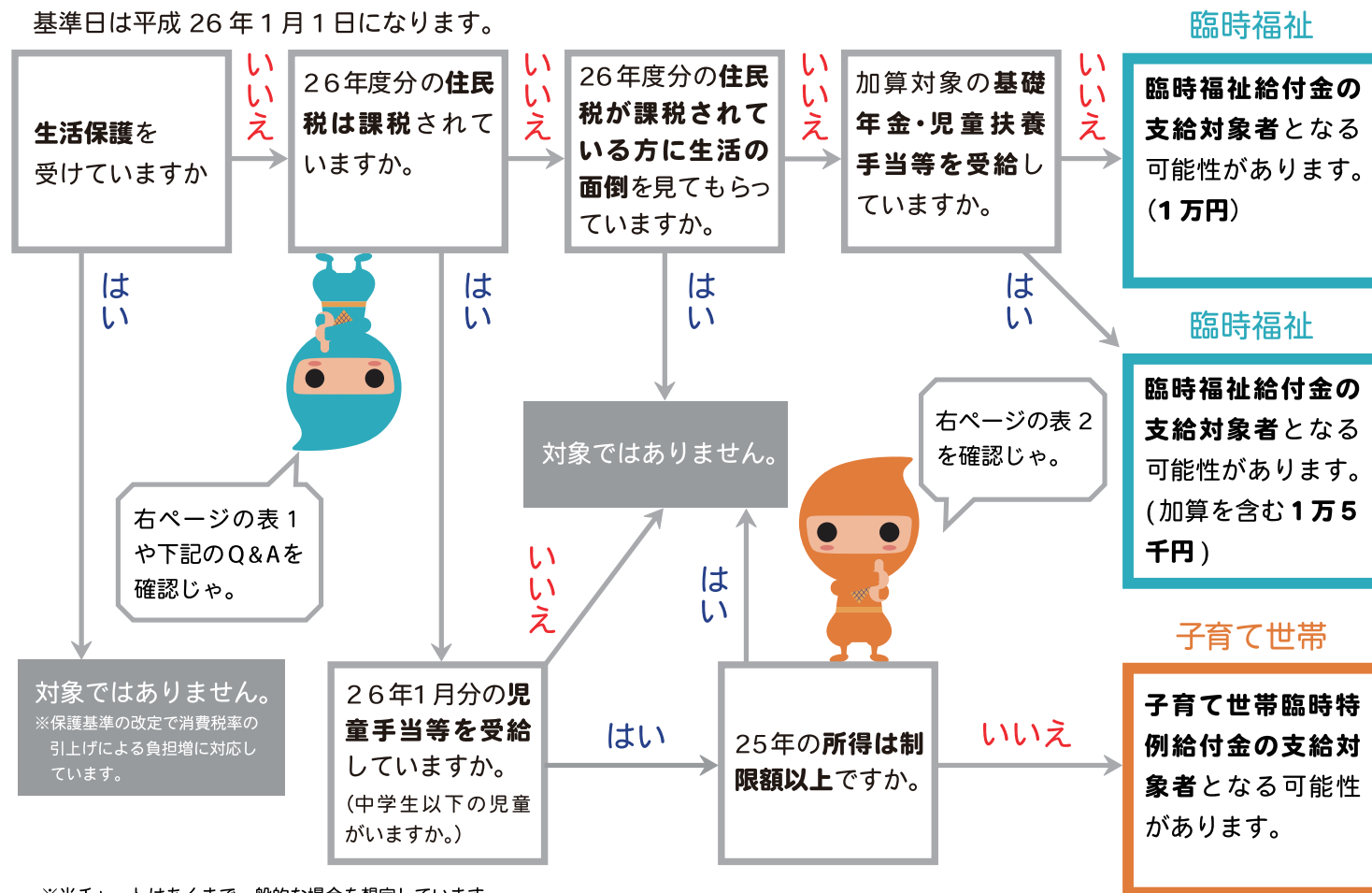


「臨時福祉給付金」（簡素な給付措置）や「子育て世帯臨時特例給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

市町村や厚生労働省などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市町村や警察署（または警察相談専用電話（#9110））に御連絡ください。

対象者診断チャート

基準日は平成 26 年 1 月 1 日になります。



※当チャートはあくまで一般的な場合を想定しています。

Q 自分が住民税が課税されているかどうか、どうすれば分かりますか？

A 例えば、
○ご自身の給与支給明細書の「住民税」の項目に課税額が記載されている場合
○ご自身の給与や年金の収入が右ページの表 1 の非課税限度額を超える場合
には、基本的に住民税が課税されています。

Q 基準日（平成 26 年 1 月 1 日）の翌日以降に引っ越した場合の給付金の受取はどうなりますか？

A 今回の 2 つの給付金は基準日（平成 26 年 1 月 1 日）時点で住民票がある市町村から支給されます。
具体的な申請方法や申請期間については、基準日時点でお住まいの市町村にお問い合わせください。

Q 基準日（平成 26 年 1 月 1 日）以降に生まれた方や亡くなられた方は給付金の対象になりますか。

A [臨時福祉給付金]
基準日（平成 26 年 1 月 1 日）に生まれた方は給付金の対象になりますが、基準日の翌日以降に生まれた方は対象となりません。また、基準日から支給決定がされるまでの間に亡くなられた方も臨時福祉給付金の対象にはなりません。
[子育て世帯臨時特例給付金]
基準日に生まれた児童は対象児童となりますが、基準日の翌日以降に生まれた児童は対象児童となりません。また、基準日から支給決定がされるまでの間に亡くなられた児童も子育て世帯臨時特例給付金の対象児童にはなりません。

臨時福祉給付金

支給要件

○支給対象者

平成 26 年度分の**住民税が課税されていない方**が対象です。ただし、
・課税されている方に生活の面倒を見てもらっている場合
・生活保護の受給者である場合 など
は除きます。

○支給額

・1 人につき **10,000 円**。下記の《加算対象者》は 1 人につき **5,000 円** を加算。

《加算対象者》
・高齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者※1
・児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など※2

※1 平成26年3月分の受給権があり、4月分または5月分の年金の支払いがある方が対象です。
※2 平成26年1月分の手当等を受給している方が対象です。

表 1 【住民税が課税されない所得水準の目安（非課税限度額）】

（給与所得者）

区分	非課税限度額※ （給与収入ベース）
単身	1 0 0 万円
夫婦	1 5 6 万円
夫婦子 1 人	2 0 5 . 7 万円
夫婦子 2 人	2 5 5 . 7 万円

（公的年金等受給者）

区分	非課税限度額※ （年金収入ベース）
単身 6 5 歳以上	1 5 5 万円
単身 6 5 歳未満	1 0 5 万円
夫婦 6 5 歳以上	2 1 1 万円
夫婦 6 5 歳未満	1 7 1 . 3 万円

※東京都23区等の場合

子育て世帯臨時特例給付金

支給要件

○支給対象者

次のどちらの要件も満たす方が対象です。

- ①平成 26 年 1 月分の**児童手当・特例給付※**を受給
- ②平成 25 年の所得が**児童手当の所得制限限度額未満**（表 2 の限度額目安未満かどうか）

※特例給付とは、児童手当の所得制限限度額以上の方について、児童 1 人当たり月額 5,000 円を支給しているものです。

○対象児童

支給対象者の平成 26 年 1 月分の**児童手当・特例給付の対象**となる児童

ただし、
・「臨時福祉給付金」の対象となる児童
・生活保護の受給者となっている児童 など
は除きます。

○支給額

・対象児童 1 人につき **10,000 円**

表 2 【児童手当の所得制限限度額（給与収入ベース）】

区分 （扶養親族等の数）	限度額目安 （給与収入ベース）
子 1 人（1 人）	8 7 5 . 6 万円
夫婦子 1 人（2 人）	9 1 7 . 8 万円
夫婦子 2 人（3 人）	9 6 0 万円

確認じゃ